

## 内部統制システムの基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社は、内部統制システムの基本方針を定め、業務の信頼性を確保します。また、以下に定める内部統制システムの整備・運用状況を評価検証し、是正が必要な場合は改善措置を講じることとします。

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備します。

理事会が「内部統制システムの基本方針」を定め、事務局長は内部統制システムの整備を推進します。

事務局長はコンプライアンスに係る業務を統括し、関連規程の整備及び運用状況を点検します。

2. 役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備します。

役職員の職務の執行に係る情報は、法令及び公社の規程に従い、適切に保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備します。

「経営戦略会議」において、適切にリスクを管理し、損失の危険の発生を未然に防止します。

事務局長は業務の適正性を継続的に点検します。

4. 役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備します。

理事会において、公社の経営方針・計画等に係る重要な意思決定を行います。

公社の規程により、組織及び業務分掌、職務権限等を定め、効率的な職務執行を確保します。

「経営戦略会議」の開催により、職務執行の効率性を確保します。

5. 監事への報告等に関する体制を整備します。

役職員が監事に報告をするための体制を整備します。

報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備します。

### 附 則

本基本方針は、平成29年3月28日開催の理事会において議決し、平成29年4月1日より適用する。